第１回　 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会

令和５年大総務監第22号に関する部会

　日　時　：　令和５年８月１日（火）　19:00～20:20

　会　場　：　大阪市役所 屋上階（Ｐ１）会議室

　出席者　：　《委員》

曽我智史部会長、伊藤俊樹部会長代理

伊藤未青委員、細田梨恵委員（委員は五十音順）

　　　 　　 《大阪市》

　　　　　　　 　○総務局（事務局）

　　　　　　 　 福永監察部長、門井監察課長、宇都宮監察課長代理

　議　題　：　(1) 運営要綱の策定について

(2) 諮問事項の確認及び当該事案初動調査概要について

(3) 調査審議計画及び調査手法の検討について

〈議事録〉

（事務局(門井監察課長)）

　 ただいまから児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和５年大総務監第22号に関する部会第１回会議を開催いたします。本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます総務局監察課長の門井でございます。どうぞよろしくお願い申しあげます。

この第三者委員会は、資料３にあります、本市の「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして、市長もしくは教育委員会からの諮問に基づきまして、事実関係の調査やその結果に基づく是正及び再発防止のための意見具申を行っていただくことを目的に設置しているものでございます。

本件のような重大事態の対処につきましては、お手元に資料８を配付させていただいていますけれども、資料８の大阪市いじめ対策基本法の１３ページ以降に、いじめによる重大事態への対処として記載させていただいているところでございます。

　　本部会につきましては、令和５年７月７日付で、市長から第三者委員会へ諮問させていただいた事案の調査審議を行うために、同日付けで、第三者委員会委員長により設置されたものでございます。

　　本日は本部会の第１回の会議となりますが、まず、部会委員の皆様の御紹介をさせていただいた後、本部会の運営要綱の策定について御議論いただきたいと存じます。その後、本議案の調査審議計画や調査手法等について、御議論いただく予定としております。

　　なお、議案の調査審議を行うに当たりましては、当事者の個人情報等取り扱うことになりますが、資料７にございますとおり、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づきまして、本部会につきましても、個人情報等の非公開情報を取り扱う場合には、会議を非公開とさせていただくことがございます。

　　そのため、本日の会議におきましても、委員の皆様の判断に基づきまして、ある時点からは非公開とせざるを得ないと考えておりますので、本日傍聴にお越しの皆様におかれましては、途中で退出いただくことをあらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

　　それでは、資料1の委員名簿に基づきまして、部会長を初め、委員の皆様方のお名前を紹介させていただきます。

まず、曽我智史部会長でございます。

（曽我部会長）

　　弁護士の曽我と申します。よろしくお願いします。

（事務局(門井監察課長)）

　　なお、本部会の部会長につきましては、資料４の児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第６条第３項に基づきまして、令和５年７月７日付で、第三者委員会委員長より、曽我委員が部会長に指名されておりますので、この場で御報告申し上げます。

　　続きまして、伊藤俊樹委員です。

（伊藤俊樹委員）

　　臨床心理士の伊藤と申します。よろしくお願いします。

（事務局(門井監察課長)）

　　続きまして、伊藤未青委員です。

（伊藤未青委員）

　　臨床心理士の伊藤未青と申します。よろしくお願いいたします。

（事務局(門井監察課長)）

　　続きまして、細田梨恵委員です。

（細田委員）

　　弁護士の細田と申します。よろしくお願いします。

（事務局(門井監察課長)）

　　続きまして、会議の開催にあたりまして、総務局監察部長の福永より御挨拶を申し上げます。

（福永監察部長）

　　総務局監察部長の福永です。

　　第三者委員会の部会の第１回の会議の開催にあたりまして、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

　　曽我部会長を初め、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、またお疲れのところ遅い時間からお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

　　経験豊富な皆様方に、委員の就任を御快諾いただきまして大変心強く思っております。重ねて厚くお礼申し上げます。

　　本委員会は、いじめにより児童生徒の生命心身または財産に重大な被害が生じた疑いや生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされるという疑いがあると認めるときに、その事実関係を調査・分析すること等を趣旨とするものでございます。

　　このいじめの問題といいますのは、社会全体の大きな課題でもあり、御存知のとおり学校でのいじめ防止対策というのは、法律でも地方公共団体の責任とされているところでございます。

　　本市としましても、この課題に真摯に向き合い、教育行政に対する市民の信頼を確保するために、公正中立な第三者のお立場である、この委員会が果たす役割は大変重大であると考えております。

　　事務局を務めます我々総務局職員もできる限りサポートさせていただきたいと思いますので、委員の皆様にはいじめ防止等の対策が、総合的かつ効果的に推進できるよう専門的な見地からの御意見を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

　　以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局(門井監察課長)）

　　ありがとうございました。それでは議事に移ってまいりたいと思います。

　　本部会の議事進行につきましては、第三者委員会規則第６条第４項により、部会長が行うこととされております。それでは恐れ入りますが、議事の進行前に、曽我部会長から一言お願いいたします。

（曽我部会長）

　　はい。改めて、部会長の曽我です。よろしくお願いします。

　　いじめ調査委員会で、いつも私は３点お伝えしていまして、最初にやはり事実関係をしっかり明らかにするというのが大切であろうと。その事実関係を明らかにする上で、重要な視点としては、やっぱり被害を受けた生徒の気持ちに寄り添うといったものが大事でその被害を受けた生徒から見て、どういった事実関係があったかといったことをしっかり明らかにするというのが、まず大事だというふうに考えます。

　　２点目としては、調査した事実を基に何がいじめに当たるのかというのは、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの定義に照らして、何がいじめであったのかということをしっかり認定していくといったことが、２点目。

　　３点目としては、この事実関係ですね。調査した事実関係を基にして、学校現場においてどういった対応がなされていて、何が足りなかったのか、どういった点が改善ポイントかといったことを、しっかり検証していくといったことが大事だと、これが３点目で、これら３点をやはり中心において、いじめ調査委員会というのは、調査をしていくというのが大切だというふうに思っています。

　　ただ、この案件ですね、曽我と伊藤は初動調査の段階からこの案件に関わっておりまして、初動調査の段階で受けた印象とか、あんまり偏見を持ってはいけないのですけれども、印象としては、結構ひどい案件ではなかろうかというふうに思っています。かなり根が深いものを感じますし、当該生徒が最初に嫌な思いをしたと思われている出来事というのは、もっと前からあったのではないかと。親御さんが知らない事情もあるんではないかなというふうに、そういう印象を受けます。

　　それは事実がどうか、もちろんこれから調査していきますので分かりませんけれども、そういう印象を持っていますので、しっかり調査をしていくのは、やはり大事だろうというふうに思ってはいます。傍聴席に、関係生徒の親御さんが来られていますけれども、我々はしっかりですね、調査をしていくといったことはお約束をしたいというふうに思っていますので、委員の皆さんお付き合いいただくようによろしくお願いします。

（事務局(門井監察課長)）

　　ありがとうございました。それでは、これからの議事進行は、曽我部会長にお願いしたいと存じます。

　　なお、監察部長におかれましては、所用によりここで退席させていただきます。

（福永監察部長）

　　よろしくお願いします。

（曽我部会長）

　　そしたら、進行は私がします。

　　最初はいろいろ形式的なところを定めていきたいのですけれども。

　　まず、部会長代理の指名をしていかないといけないのですが、部会長代理の仕事というのは、私が何らかの不在のときに、部会長代理において部会長の仕事をしてもらう。会の進行をしてもらうというそういう役割になるようなのですけれども。

　　この部会長代理については、初動調査で私と一緒に委員も担当した、伊藤俊樹委員にお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

　　特に異議なしということで、伊藤先生よろしくお願いします。

　　続いて、運営要綱の策定ですけれども、運営要綱について事務局から説明いただけますでしょうか。

（事務局(宇都宮監察課長代理)）

　　総務局監察課長代理の宇都宮と申します。運営要綱について御説明させていただきます。資料５を御覧ください。

　　本部会の運営要綱案を読ませていただきます。こちらですが、他の部会の運営要綱と同様の内容となっております。

　　まず第１条におきまして、本要綱の趣旨を定めております。

　　次に、第２条におきまして、大阪市長からの諮問に基づき実施する調査審議の範囲を定めています。

　　第３条におきましては、ウェブ会議の方法による会議の開催について定めております。

　　第４条では、会議の招集に関する手続きについて定めております。

　　第５条では、会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合及びその場合に必要な手続について定めております。

　　第６条では、議事の進行について、第７条で、関係者の出席、第８条で、調査の実施、第９条で、議事録等の作成について定めております。

　　第10条においては、部会は調査審議を終えた場合、その結果を報告書として取りまとめ、市長と教育委員会に提出するものとしております。

　　第11条では、委員の守秘義務を定め、第12条では、委員が大阪市や調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定しております。

　　第13条では、本要綱に定めること以外に、部会の運営に関し必要な事項が生じた場合について定めております。

　　簡単ではございますが、説明は以上でございます。

（曽我部会長）

　　ありがとうございます。この運営要綱案について、委員の皆さんから御質問とか、あるいは御意見ありましたらお願いいたします。

　　一般的なものなのですけれど、特に異議なければ、これでもう確定ということでよろしいでしょうか。

　　では、これで確定ということで、運営要綱案で確定とします。

　　次に傍聴要領について、事務局から御説明をお願いします。

（事務局(宇都宮監察課長代理)）

　　そうしましたら、本委員会の傍聴要領について説明いたします。資料６を御覧ください。

　　先ほど策定いただきました運営要綱第５条におきまして、本部会が個人情報を取り扱う場合を除き、原則公開することとしております。資料６の傍聴要領は一定のルールの下で、市民の皆さんに傍聴していただこうというもので、第１項において傍聴にあたっての手続、第２項において傍聴者の遵守事項、第３項において会議の秩序維持といった一般的なものを規定しております。

　　簡単ではございますが、傍聴要領の説明は、以上でございます。

（曽我部会長）

　　ありがとうございます。傍聴要領について、御質問とか、御意見とかございましたらお願いします。

　　これも実は一般的なものです。特に御異議はないですかね。では、資料６のとおり確認させてもらいます。

　　続いてですけれども、議題の(２)諮問事項の確認及び当該事案初動調査概要についての議事に進みたいと思いますけれども。これですが、結構個人情報とかが含まれてきますので、以後ですね、会議非公開というふうにさせてもらいたいのですが、根拠として資料７の審議会等の設置及び運営に関する指針の２ページ、第７のところに、会議の公開という項目がありまして、会議を公開するか非公開にするかの基準がそこに書かれてあります。第７の（１）のアですね、以後この部会審議の内容というのは、この第７の１の（１）のアに該当するというふうに考えますので、以後ですね、非公開という扱いにしたいというふうに考えますが、皆さんの御意見をお願いします。

　　この後、特に具体的な事案について説明していくので、非公開とさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

　　では、非公開というふうにさせていただきます。

* 諮問事項の確認及び当該事案初動調査概要について
* 諮問事項について確認し、初動調査概要について情報共有した
* 調査審議計画及び調査手法の検討について
* 調査審議計画について議論し、今後の聴き取り調査予定について確認した
* 次回会議について
* 次回会議は個人情報を取り扱うため冒頭より非公開とすることを確認した
* 次回以降の会議日程について調整を行った